

國學院大學學術情報リポジトリ

〔取り組みレポート〕法学部フェロー制度の利用状況からみた次のステージへの課題：
フェローの本旨の実現へ向けて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮内, 靖彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002134

法学部フェロー制度の利用状況からみた次のステージへの課題 —フェローの本旨の実現へ向けて—

宮内 靖彦

【要 旨】

國學院大學法学部は、法学政治学の学修を支援するため、平成26年度よりフェローを配置してきている。4年間の実施を闊した結果を分析した結果、個別的学修支援を行うサポーターとしての役割は、学生に認知された。今後の課題は、フェローの本旨である専門科目の教育指導の一翼を担うことに向けて、さらに授業への関与・組み込みを求めていくことであり、授業担当教員の教育手法の開発をさらに促すとともに、学部としても制度的にも予算的にもさらなる改良と拡大を先制的（preemptively）に検討していく必要がある。

【キーワード】

フェロー、法学部、実績評価、授業への関与、教育手法の開発

1. はじめに

平成29年度は法学部がフェローを開始して4年目となる。即ち、教務部の「特色ある教育研究」としてトライアルを行った平成26年度に始まり、平成27年度および28年度には教育開発推進機構学修支援センター所管の学部学修支援事業（2年限定）の補助を受けて実施し、同事業利用期間の限定が外されたことに伴い、平成29年度以後も継続して同事業下で実施することとなった初年度になる。実施予算項目は転々としているが、この間、学生にはその存在が認知され利用が拡大してきており、その有効性はもはや証明や検証の段階ではない。他方で、フェロー制度本来の狙いから見れば、まだ充実させるべき課題があるのであり、そちらへの取り組みを検討・強化するべき時期にきている。トライアル期間を含め、フェロー・アンケートや指導記録のデータに基づき、これまでの4年間の実績をあらためて再検証し、今後への方策を考察したい。

2. フェローの趣旨目的

ここで、あらためて、國學院大學法学部フェローの趣旨目的を確認しよう。

明治期以来、日本は欧米列強に追いつくべく、様々な努力を重ねてきた。外国人法律顧問ボソナードを招聘しての民法や刑法の制定や、伊藤博文の主導した憲法の制定も、はては鹿鳴館における舞踏会すら、国際社会における日本のサバイバルのためであり、つまり、文明化のみならず近代日本の国内法制度の整備そのものが日本の安全保障政策であった。それ以来、「日本」を語る時、欧米抜きに語ることはできなくなったという点において、日本人が日本人であることの「十字架」が掲げられているといえよう。学問の分野

においては、従来の漢学中心を改め、欧米の学術的基礎に様々な政策を基礎付けることが課題となり、まず日本の研究者に求められたのは、欧米の学問を輸入・紹介することであった。日本の英語教育が読解中心主義をとるのも、そのような日本の「近代化」「文明国化」という目的に由来する。そのようにして、日本は近代国際社会の荒波を乗り越え、欧米列強から、欧米以外において例外的に「文明国」、つまり、国際社会における一つのパワーと認知され、日本人が日本語を語りながら国際社会において独立した生活を営んでいく基盤を構築することができたのである。植民地化されることなく、また、植民地解放戦争を戦うこともなく、独立を維持し、欧米列強に承認させたという点で、近代における「国際社会のグローバル化」への対応に日本は成功したといえよう。

しかし、20世紀の世界大戦の時期に入ってきたとき、そのような既存の体制を遵奉することによる外交政策は破綻する。その結果が、第2次大戦における日本の敗北であり、時代の転換を知るにあたり日本と日本人は大きな犠牲を払ったと言わざるをえない。第1次大戦以後の現代において、国際社会にもはや不変の基準は存在せず、社会の発展に応じた新たなスタンダードの形成に能動的に参加しつつ、同時に自らの利益を図らねばならない時代となった。この段階で要求される能力は、相手が求めているものを読解する能力ではなく、自ら利害関係を有する者として主体的に社会形成に参加し、主張し、討議し、争い、世界のスタンダードを構築し、その中で賢くも自己の利益を実現する能力である。そのためには、もはや、他者の立てた基準を当てはめてよしとするのではなく、自ら、あるべき基準を構築する能力が求められるのであり、それを提案し、他者と協議し合意できる能力が必要となる。現代日本社会は、そのような能力の涵養に教育方針を転換せねばならないのであり、戦間期のみならず、第2次大戦後も冷戦後も求められてきたが、さらに21世紀に入れば、その要請はますます高まるばかりである。

自ら考えるとは、言うは易くも、考えるべき枠組みと材料がなければ為せるものではない。教育においても、学生が自ら考えるよう仕向ける必要がある。近年、求められているアクティブ・ラーニングも、その一方策として提案されているものであるが、しかし、今まで欧米の「空気を読む」だけの教育をしてきた日本人が、できるわけもない。否、日本人のみならず誰であっても、方法すら教えなければ、できるわけもない。そのため、欧米においても、ただ講義を提供するだけでなく、学生各人の自主的学修を基本とし、それを手助けする体制を教育の基本として構築してきたのであり、その最たるものが、オックスブリッジのカレッジにおける「フェロー」である。ことはイギリスだけでなく、数年前に有名になったハーバード大学のマイケル・サンデルの講義も、1000人を越えるといわれる教室における質疑応答形式の授業は、十数人のアシスタントによる事前の論文指導を踏まえているといわれる。日本の大学教員のように、数百人を一人で相手にする一方的講義だけで学生の理解を実現しているわけではない。つまり、大学教育には、その目的ゆえに決して下げてはいけない実現すべき教育水準がある一方で、個々の学生には、それぞれの出自・生活から、様々なこだわり・偏見・思い込みがあり、それらを個々に解消しなくては

ならないのであって、両者を架橋するものが、フェローやT.A.やチューターといった個別学修の支援制度である。言い換えれば、大学の提供する講義と、フェロー等の提供する個別・少人数の学修支援が相まって、初めて大学教育は実現するといえよう。

しかし、日本の大学においては、このような制度への理解が一般的であるわけではない。かかる制度を採る大学は数少なく、まだまだ大学教員の一方的講義による「片肺」飛行を続けているにとどまる。他方で、個別教育の充実の必要性に気づいている大学もあり、もはや決して早すぎることはない。むしろ遅いくらいといわねばならない。

國學院大學法学部のフェロー制度は、このような歴史的社会的背景の下、真の大学教育を実現すべく開始されたものである。したがって、学内のただの「家庭教師」でも塾の代わりでもなく、学生の主体的学修を促すための実質的な指導を施すことこそ、その任務としているのであり、授業でも指導できる資格と能力を有するものとして構築されている。

そうはいつても、一夜にして理想的な制度が構築できるわけもなく、また、これまで孤独に講義を準備してきた教員が、補助者を巻き込んだ教育を十全に運営できるわけでもない。そこで、まずは学生の疑問を学生に寄り添う形で解消することで授業をサポートすることを主とするところから、フェロー制度を始めた。この4年間は、学生にまずフェローの存在を認知せしめ、授業の不明な点を不明と認識しつつ、質問に赴かせることに馴染ませることに費やされた。さて、その状況はどうであったろうか。

3. フェロー室来談者の状況から見た実績

この4年間の経年変化は、前号までのフェローに関する各記事にも示されているが、大きく見れば、以下のように推移している。

フェローの採用人数枠は、認められた予算規模に応じて、平成26年度・3名、平成27年度・5名、平成28年度・5名、平成29年度・10名と推移してきている（なお、平成26年度は、法科大学院から2名の協力も得て、月火木金の4日間に配置することができた）。フェロー室の開室期間は、テスト期間を含む各学期の授業期間としているが、実際の日数は、平成26年度が117日止まりであったのに対し、平成25年度・161日、平成26年度・155日、平成27年度・160日と、2年目以後、約160日・32週の開室を確保してきている。フェローの専門分野は、当初は民法・行政法であったが、その後、法律学の主要科目に拡げ、平成29年度はさらに政治学系科目担当を2名採用するに至った。

このような提供側の態勢構築に対し、この間の学生による1年間の利用実績として来談件数は、平成26年度・260件、平成27年度・270件、平成28年度・650件、平成29年度・830件と増加し、特に3年目以後激増してきている。各訪問件数の中での来談者数も増えてきており（表1参照）、平成24年度・365人、平成25年度・308人であったところ、平成26年度・763人、平成27年度・944人と、これも同じく3年目以後激増してきており、学生の相談相手としてのフェロー制度が定着し普及しつつある状況が示されている。

3年目以後訪問者数が増加した理由として推測されるのは、学生の消極性を踏まえて、教員の側からフェローの指導を求めることを促した2年目・3年目の学部FD委員の努力が功を奏したことに加えて、4年目の平成27年度はフェローが10人態勢となって、法学・政治学を問わず、また、すべての法分野に通りのフェローを配置することにより、柔軟・広範に学生のニーズに応ずることができるようになったことが考えられる。

もう少し細かく、月ごとの来談状況を見れば（表2参照）、例年、5月・6月・7月・1月に来談件数が増えているが、平成29年度も、5月・6月・7月・1月に3桁の来談者数が続いている。5月と6月は授業担当教員からの指導依頼により、7月と1月は試験対策のために増加したと考えられる。期末試験直前の1月についていえば、平成28年度の1月に初めて3桁の来談件数となり、平成29年度は初めて200件超に上った。平成29年度の業務依頼数は例年より減少しているにも関わらず、来談者数が増えてきていること、および、期末試験直前の来談者数が増加していることから、授業担当教員からの促しがなくとも、学生自身が動機付けが得られた時には来訪する傾向が生じてきているといえる。

来談して指導を求める科目は、平成29年度の状況を踏まえてみても、おおそ憲法、行政法、民法、商法、刑法・刑事訴訟法、国際法、政治学、行政学、国際政治などが多く、その他、特許法や「インターネットと法」の指導を求めてくる者もある。これらの科目に関する来談目的は、レポート・小テスト等の授業関連の課題解決の一環として、あるいは、試験の答案添削を求めて、指示されて来談する以外に、判例の読み方やレジユメの作り方・報告の相談などのために来訪することが多い。

これらの科目のうち、圧倒的に行政法が多く、次いで民法についての来談希望者が多い（表3参照）。行政法については、当該科目の授業担当教員がフェローを関与させた指導方法を採用していることによるのであり、授業にフェローの指導を関連させる手法の有効性については、昨年の本紀要所掲のレポートでも報告されているとおりである（高橋信行「法学部フェロー制度を利用したレポート課題について」本紀要第9号（平成30（2018）年3月89頁以下）。民法については、その難解さに困惑した結果、法律学の学修そのものに挫折していく学生も多いため、その学修に気の長い支援が必要であることは明らかである。その対策として、民法の担当教員からフェローの指導をからめた課題が出されたりして、フェローへの来談を促すこともあるが、平成29年度についていえば、フェローへの依頼業務記録から見ると、民法の担当教員からフェローに何らかの指導依頼があるわけではない。それにもかかわらず、多数の来談者がいたということは、学生の側で自主的に民法の理解を求めていることが示されているといえよう。来談者にフェローの指導を受けた後に記入を求めているフェロー・アンケートにおいても、平成29年度のアンケートにおいては、民法を正面から専門として担当するフェローが少ないことについての不満が表明されており、民法の授業や指導においてフェローを活用する余地が非常に大きいことが示されているといえよう。これは、今後の民法の指導上の論点の一つであろうと思われるとともに、来

年度以後のフェロー採用計画の留意点と考えられる。

学年別に来談者数を見ると、平成29年度は、1年生:81名、2年生:498名、3年生:255名、4年生:58名であった。2年生が多いのは、行政法の課題のための来訪者数が圧倒的な影響を及ぼしているが、3年生については、課題のため以外の来談者が多い。このことは、2年次のフェローの利用の促しが、その後の自主的な利用につながったことを意味しているといえ、1年次2年次のフェローへの誘導の有効性を示すものといえよう。

なお、数少ないものの、大学院や法科大学院への進学のためのアドバイスや指導、その他進路に関するアドバイスを求めて来談する者もいる。このことは、ただ単に科目指導者というだけでなく、大学後を見通す先輩としての信頼に基づく相談にも利用されていることを意味し、望ましい傾向といえる。

以上の傾向に鑑みれば、フェロー制度そのものの存在と有用性は学生に認識され定着しており、学生へのフェロー制度の定着という第1の目標は成功裡に実現してきているといえる。

4. フェローへの依頼業務数の状況

しかし、國學院のフェローを立ち上げるにあたり、「専門型TA」として始め、チューターではなく、オックスブリッジと同じく「フェロー」を称したのは、上述のように、ただ単に大学内の学生の家庭教師制度を設けるためではなく、講義に関与することも含め、実質的な学問の指導を行い、学生の理解という観点から学修を推進させるためである。そのために、他のチューターやTAとは異なり、募集対象もポスト・ドクターをまず基準とし、専門的指導が可能な人材を日本中から募集する態勢を構築しているのである。また、フェローが授業に関与すればするほど、学生がフェローの力を借りて、自ら学修する姿勢を身につけるようになることは明らかである（高橋・前記レポート、本紀要第9号（平成30年）91頁）。その点で、今後は、ただフェローの指導を求めに赴かせるだけでなく、多くの授業担当教員がそれぞれの授業にいかに関与するかのフェローの力を導入して授業を構築するかということが課題となる。

そのような観点から、授業担当教員の依頼業務数の推移を見てみよう。授業担当教員といっても、フェローの人数や各フェローへの過剰な負担を回避するため、業務依頼は法学部専任教員を主としている。そのような前提で、過去4カ年の依頼業務数は（表1参照）、平成26年度・60件、平成27年度・36件、平成28年度・67件、平成29年度・43件と推移した。隔年で増減し、平成29年度は減少した年度となっているが、これは各授業のニーズとの見合いによるものである。月別で見ると、依頼業務数が2ケタに乗ったのが、平成26年度は6月・7月・10月、平成27年度はなし、平成28年度は5月・6月・7月・9月、平成29年度はなしと推移してきた。業務依頼は、依頼の最初の月に行い学期中の継続業務である場合もあるが、業務データに大きな影響はなく、フェローとの共同の教育態勢は年度ごとに

上下し、また、利用しているか否かは教員によってもばらつきがあるといえよう。

依頼業務の内容は、K-SMAPYデータによる出席状況の転記やレポートの提出状況チェックといった形式的業務の場合もあるが、多くは、本来想定されている小テスト・中間テストの採点やレポートの評価である。また、期末試験の直前期には、事前に示された出題への答案の添削指導を委ねるといった事例が数件出てきており、受講生の学修状況を踏まえながら、フェローが成績評価をできない前提の中で可能な限りの学修支援を求める取り組みが始まってきていると評価できる。それに対して、授業への出席による指導補助の依頼はむしろ数少なく、この点では開発の余地は大きい。もっとも、授業への参加を求める場合、フェロー勤務時間内に待機場所から離れて出勤することを求めなくてはならず、その間、当該科目についてフェロー室来談者への対応はできないか、または、手薄となる。そのため、依頼する教員の側も依頼を受けるフェローの側にも、ある程度の心理的ハードルがあると思われ、今後のフェローの配置人数に関わる課題といえよう。

以上の状況から見ると、フェローと授業の結合、あるいは、授業過程へのフェローの参加や関与への組み込みによる十分な教育支援についての実現は未だしの感があるが、これは制度の限界、すなわち、フェローが成績評価に関与できないということが大きな原因となっていることは否めない。現在実施しているフェロー制度は、あくまで、学生の学修支援または教員の教育支援を事実上・実質の側面から行う制度であって、カリキュラムに組み込まれているわけではなく、授業の成績評価に関与させることはできない。その結果、成績評価に関わることが少しでもあれば、むしろ依頼を避けたり、躊躇するということになり、依頼者側にブレーキがかかっている。そのため、授業担当教員の側が、フェローに業務依頼するにしても、成績評価に反映する形ではなく、学生の能力の向上という実質を実現できる依頼を探し試行錯誤せざるをえないこととなっている。依頼業務数の推移は、教員側のそのような迷いを表していると捉えるべきであろう。

フェローを利用できる学生の範囲に制限はなく、法学部生だけでなく、法学部の専門科目の受講生だけでなく、PCAPやシチズンシップ教育の受講者も利用できるものであり、これらのカリキュラムが稼働し始めた平成30年度以後、それらのカリキュラムの受講者の利用も増えることが期待される。その際も、フェローの制度趣旨から、引き続き、各授業担当教員に、授業への組み込み、指導の補助への利用と、そのための工夫を促したいと考えている。現在でも、レポートのチェック、小テストの指導、答案添削、ゼミや報告の準備のサポートなどが行われているが、その利用をさらに促すとともに、ゼミや授業への出勤による、アクティブ・ラーニングのサポートや、グループワークへの指導補助をさらに促進することは可能と思われる。さらに、新たな企画として、フェローによる小論文や答案作成講座を呼び水的に開催することも考えていいと思われる。

他方で、学部としては、制度的態勢的な課題をクリアする必要があるだろう。現在、法学政治学合わせて10名の態勢で開いているが、授業担当教員との関係でこれが十分というわけでない。上述のように、フェローの授業参加時間中には当該科目のための来訪者への対応

ができなくなることをいかにカバーするかという課題があるし、また、フェローを授業に参加させようとしても、各教員の授業の開講曜日に当該専門科目のフェローが勤務していなければ、授業への参加を依頼するわけにはいかない。各フェローの勤務曜日を決める際に、授業担当教員の希望配置曜日も聴取して、できる限りの調整を行っているが、各フェローとの調整の過程で、その希望が必ずしも十分に実現するわけではない。その点では、すべての専門科目を常時カバーできるだけの人数がさらに必要といえる。また、現行のフェロー制度は、大規模講義のサポートとして制度構築しているが、実際に、レポートや小テストの評価のフェローへの依頼は、数百人分の評価を必要とする大規模講義にこそ必要である。しかし、現在、フェローは原則として週1日勤務であり、勤務時間内に業務を終了させることが前提であって、レポートの持ち帰りによる評価の依頼は、勤務時間外の業務を求めることになるため、できない。その結果、例えば、平成28年度前期の「国際法の基礎」で行ったレポート課題の評価依頼において100名強のレポートの評価を求めた際も、受講生への返却が1ヶ月後となり、機動的で効果的な教育指導という点ではむしろブレーキとなったということもある。憲法や民法などのように受講者が200～300人となる場合、フェロー総出でなければ、もはや手に負えないことは明らかである。しかし、フェローも、それぞれの専門分野を越えた部分で正確な評価は困難なのであり、やはり、科目ごとに複数のフェローを揃える必要があるといわざるをえない。ハーバード大学のチューター制度においては、各授業の受講者数に応じたチューターやフェローの人数を配置することによって教育支援を行っていることを考えれば、そのような態勢を組むことをいずれ考えなくてはならないのかもしれない。フェロー制度の趣旨目的を十全に実現するためには、予算も含めて次のステージを検討する時期にきているといえよう。

5. 今後の課題

以上のように、これまでの実施状況を踏まえてみた場合、フェローの本旨を実現し、学生の自主的学修の支援体制および教員の教育支援体制の完備のためには、現実に対応するだけの対症療法ではなく、目的指向的なフェロー制度そのものの改良を進めて行くべきことが見えてきている。授業との連動の面で様々な課題が浮き彫りになりつつあるが、これも専門分野によってフェローへのニーズも異なることが容易に推測できる場所であって、現実に立脚した理想の実現のためには、平成30年度以後の課題として、授業担当教員にさらに様々な業務委託の試行錯誤を促し、フェローを関与させた教育手法の開発を促すとともに、そのための論点をさらに多数顕在化させることが必要となろう。その上で、今後、フェロー制度じたいについて、その人数や任務権限・カリキュラムとの関連付けをも含めて、いかに発展させていくかを探っていくことが必要と考えられる。

《資料》

表1 4年間の来談件数・来談者数および業務依頼数

	来談件数	来談総人数	業務依頼数
平成26年度	260	365	60
平成27年度	270	308	36
平成28年度	650	763	67
平成29年度	830	944	43

表2 フェロー利用実績（月ごと来談件数・人数、業務依頼数）（平成29年度）

	4月				5月				6月				7月				8月				9月			
	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数
		件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数	
月	3	7	10	2	4	32	34	0	4	42	46	3	5	17	24	2	0	0	0	0	1	0	0	0
火	3	6	6	0	5	41	48	1	4	54	61	1	4	53	61	0	1	0	0	2	1	0	0	0
水	3	6	8	1	3	15	16	0	4	24	25	1	4	25	34	0	1	0	0	1	1	3	3	0
木	3	4	5	0	3	11	15	0	5	33	37	1	4	15	17	2	1	1	1	2	2	0	0	0
金	4	6	6	0	3	11	13	0	5	32	39	3	4	19	24	2	0	0	0	0	2	0	0	0
計	16	29	35	3	18	110	126	1	22	185	208	9	21	129	160	6	3	1	1	5	7	3	3	0

	10月				11月				12月				1月				計			
	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数
		件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数	
月	5	7	7	2	3	12	18	3	4	22	22	3	3	52	56	0	32	191	217	15
火	5	8	8	0	4	6	9	0	3	12	14	0	3	44	48	0	33	224	255	4
水	4	8	8	0	5	10	10	2	3	7	7	1	3	38	41	3	31	136	152	9
木	4	5	5	2	4	4	4	0	3	14	15	0	3	48	56	0	32	135	155	7
金	4	1	1	1	3	5	7	0	4	19	19	1	3	51	56	1	32	144	165	8
計	22	29	29	5	19	37	48	5	17	74	77	5	15	233	257	4	160	830	944	43

表3 科目ごと利用状況（平成29年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
基礎法				1							1
憲法	5	5	3				1	3	3	24	44
行政法	1	77+	131+	41+			3	1	34	188	476+
刑事法	2	7	7	15			4	16	7		58
民法	16	6	13	47		1	12	6	12	24	137
商法		5	3	7	1	1	1		1	15	34
民事訴訟法	1		5				1			1	8
国際法		2	8	15						1	26
その他法律			1	1				2		1	5
政治学	1	3	2	7				1	16	3	33
	26	105+	173+	134+	1	2	22	29	73	257	